

資 料 編

1. 主要事業・関連計画一覧

基本目標 1 うるおいに生まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

基本政策 1. 自然の適切な利用

主要事業名	概要
都市計画地域地区見直し事業	用途地域の見直しおよび拡大を検討します。
《関連計画》都市計画マスタープラン（平成 26 年度策定予定）	

基本政策 2. 都市基盤の整備

主要事業名	概要
都市計画道路網見直し事業	時代のニーズに合った交通利便性を増進するため、事業化されていない路線について、都市計画道路網の見直しを行います。
広域ネットワーク道路整備事業	県道に接続する主要な市道を拡幅整備し、併せて歩道の整備を行います。
踏切改良事業	交通量が多く、通学路でもある中宿地内「野殿踏切」の歩行者および通行車両の安全を確保するため、改良について関係機関との協議を進めます。
橋梁耐震補強対策事業	昭和 55 年（昭和 55 年道路橋示方書改訂）以前に設計・施工された幹線市道に架かる橋長 15m 以上の橋梁の耐震補強工事を優先的に実施します。
道路里親制度	市民に里親活動（ボランティア）への参加を広報等で広く呼びかけます。
小河川改修事業	宅地等の隣接で、浸水の危険性が高い普通河川の改修を計画的に実施していきます。
道路新設改良（歩道整備）事業	幹線道路と生活道路を結び合わせることで、交通網を整備し、歩道を設置することで、安全性や利便性を向上させます。
街路事業（西毛広域幹線道路関連）	国道 18 号線と広域幹線道路を結ぶアクセス道路として、広域幹線道路の開通に併せて 3. 5. 7 扇城・下秋間線の整備を行います。
公共交通見直し事業	乗合バス・タクシーの利便性向上と経費削減を図るため、実証運行の結果や利用者の需要を踏まえ、運行内容の見直しを行います。
路線バス対策事業	交通手段を持たない交通弱者の移動手段を確保するため、民間事業者に委託して乗合バス・タクシーの運行を行います。

主要事業名	概要
信越本線活性化対策事業	信越本線の利便性向上を図るため、駅を中心とした魅力的なまちづくりを推進します。また、まちづくりの拠点となる新駅設置の検討を行います。
景観計画策定事業	地域の自然的、歴史・文化的背景を活かした景観への配慮を図るため、景観計画の策定について検討していきます。
市営住宅管理事業	市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅を計画的に改善し、居住環境の向上を図りながら、住宅の長寿命化を目指します。
建築基準法に係る指定道路事業	都市計画区域内の道路を分類し、道路情報を迅速に提供することにより、住民サービスの向上を図ります。
《関連計画》都市計画マスタープラン（平成 26 年度策定予定） 群馬県地域住宅計画（第 2 期）（平成 22 年度策定） 安中市市営住宅長寿命化計画（平成 24 年度策定）	

基本政策 3. 生活環境の整備

主要事業名	概要
石綿セメント管更新事業	石綿セメント管の更新を行い、配水管の耐震性の向上を図り水道水の安定供給を行います。
碓氷川以南配水系統増強事業	碓氷川以南の配水系統を増強し、水道水の安定供給を行います。
入牧簡易水道基幹改良事業	老朽化した鋼管の更新を行い、赤水に伴う水質の悪化を改善し安心・安全な水道水の安定供給を行います。
水道水源の取得	新規水源の取得により、安中市の発展に必要な新たな水量を確保し水道水の安定供給を行います。
流域関連公共下水道整備事業	計画区域面積 1,000ha（計画処理人口 29,940 人）を整備します。
エコ・コミュニティ事業	飲料容器の再資源化を図るため、各地区公民館などに「ペットボトル・空き缶回収機」を設置し、ペットボトル・空き缶を回収し、リサイクルします。 （市内 21 箇所、23 セット、大型機 5 基）
《関連計画》安中市地域水道ビジョン（平成 21 年度策定） 利根川上流流域関連安中市公共下水道事業計画（平成 22 年度改訂、平成 27 年度改訂予定） 都市計画マスタープラン（平成 26 年度策定予定） 安中市環境基本計画（平成 22 年度策定、平成 27 年度改訂予定） 安中市地球温暖化対策実行計画（平成 22 年度策定、平成 27 年度改訂予定） 循環型社会推進地域計画（平成 23 年度策定、平成 28 年度改訂予定） 安中市一般廃棄物処理基本計画（平成 20 年度策定）	

基本政策 4. 安全な市民生活の確保

主要事業名	概要
防犯対策事業	各種防犯運動の積極的な展開により、市民の防犯意識の高揚を図り、防犯パトロールの実施や自主防犯組織の支援を通じて、地域防犯環境の整備を推進します。
街路灯管理事業	道路周辺の街路灯の見直しや、夜間における人の行動を視認できる程度以上の照明を確保するため、地域と連携して街路灯の設置を推進し、犯罪の防止に努めます。
交通安全啓発事業	小・中学校や高齢者の交通安全教室や四季の交通安全運動を通じて交通安全意識の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐ環境づくりを目指します。
交通安全施設設置事業	道路交通安全施設等の整備については、事故発生の状況を分析、検討し、事故多発地点、通学路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については交通安全施設の整備を推進します。
消防施設整備事業	消防施設を整備することにより、消防団員の安全と有効な消防水利を確保するとともに、火災による被害を最小限に抑え、市民生活の安全確保を図ります。
防災行政無線事業	災害時の正確かつ迅速な情報伝達体制が可能となる防災行政無線における、難聴地域解消を図ります。
防災ハザードマップ整備事業	防災ハザードマップを作成し、避難場所や避難経路、災害想定区域などを知ることにより、いざというときに早めの避難行動ができるよう、自助・共助の防災意識の向上を目指します。
高崎市・安中市消防組合事業	安中市と高崎市の2市で構成する一部事務組合において、消防・救急関係業務を共同して行っていきます。
大気、水質等調査事業	定期的に大気、水質等の調査を行い、公害発生の防止を図ります。
《関連計画》安中市地域防災計画（平成 24 年度改訂） 安中市国民保護計画（平成 18 年度策定） 災害時要援護者全体計画（平成 21 年度策定） 安中市環境基本計画（平成 22 年度策定、平成 27 年度改訂予定）	

基本目標 2 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

基本政策 5. 健康づくりの推進

主要事業名	概要
国民健康保険特定健康診査事業	生活習慣病予防対策として、健診受診率の向上を図り、早期発見・早期治療に努めます。

主要事業名	概要
国民健康保険特定保健指導事業	特定保健指導実施率を向上し、メタボリックシンドローム該当者および予備群者の減少を図ります。
健康づくり推進事業	生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、健康寿命の延伸を目指した総合的な健康づくりを推進します。
恵みの湯施設整備事業	健康増進施設としての機能維持のため、計画的に施設の整備を進めます
乳幼児健康診査事業	乳幼児期の母子の健康増進を図り、安心して妊娠・出産・子育てができる地域づくりを進めます。
公立碓氷病院大規模改修・B棟耐震補強事業	老朽化した施設、設備の改修により病院の機能回復と患者の快適性を確保し、併せてB棟の耐震補強工事を実施します。
医療器械器具等整備事業	地域の中核病院として、市民に質の高い医療を提供するため医療器械器具等の整備を推進します。
電子カルテ導入事業	オーダリングの更新に併せ歯科の電子レセプト化、医科・歯科のカルテを電子化し院内のICT化を推進します。
《関連計画》いきいき安中健康21（平成15年度策定、平成25年度改訂予定） 安中市国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成19年度策定、平成24年度改訂）	

基本政策6. 福祉の充実

主要事業名	概要
人権擁護活動推進事業	市民が人権に対する理解と認識を深められるよう、人権啓発講演会や啓発冊子の発行、各種イベントでの人権啓発活動などに努めます。
隣保館活動推進事業	開かれたコミュニティセンターと位置付け、人権啓発の拠点として、教養講座・人権講演会・館だよりなどの事業を充実し、時代に合わせた館の利用に努めます。
保育等の充実	延長保育や休日保育、一時保育、病後児保育などの充実を図ります。
子どもへの虐待防止対策の強化	市民への周知および家庭児童相談室の充実を図ります。
市立保育園建替事業	老朽化した保育園の建替・統合を実施します。 （松井田第一、第二保育園）
学童クラブ設置事業	未設置地区への設置を検討し、実施します。また、老朽化した施設の建替や移転を検討します。
《関連計画》安中市地域福祉計画（平成23年度策定、平成27年度改訂予定） 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成23年度策定、平成26年度改訂予定） 第2期安中市障害者計画（平成23年度策定、平成29年度改訂予定）	

主要事業名	概要
第3期安中市障害福祉計画（平成23年度策定、平成29年度改訂予定） 安中市次世代育成支援行動計画「後期計画」（平成21年度策定） 安中市子ども・子育て支援事業計画（平成26年度策定予定）	

基本目標3 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

基本政策7. 生涯を通じての学習の推進

主要事業名	概要
利用しやすい施設づくり	バリアフリー化に配慮した老朽施設の改修を推進します。
情報のネットワーク化	生涯学習事業など学習にかかわる情報提供の一元化に努めます。
人材の育成	生涯学習ボランティアの育成を図ります。
社会教育施設整備事業	安全で快適な生涯学習環境を整備するため、老朽化した施設の改築やバリアフリー化に配慮した改修を推進します。
学社連携事業	学校支援センターの活動を中心に連携を図ります。
講座・教育の充実	各年代に適合する講座の開設と開設時間帯の改善に努めます。
情報の提供	学習情報提供事業の充実に努めます。
ふるさと塾	自己の啓発や生活文化の向上を目的とし、生涯学習センターごとに、さまざまなテーマの講座を開催し、地域住民へ生涯学習の機会や活動の場を提供します。
生涯学習のつどい	生涯学習活動の成果の発表の場であると共に地域住民の交流の場を提供します。
学力向上推進事業	「学力向上推進中心校」の指定およびその研究支援、教職員研修会の実施、学校における生活科や総合的な学習の充実のための補助などを行います。
幼稚園第3子以降助成事業	私立幼稚園に就園する子が世帯の第3子以降である場合に保育料の補助を行います。
特別支援教育総合推進事業	発達障害を含む特別な支援を要する児童・生徒への支援を充実させるための手立てについて検討します。
《関連計画》社会教育推進計画（平成23年度策定） 子ども読書活動推進計画（平成24年度策定） 安中市次世代育成支援行動計画後期計画（平成21年度策定） 人権教育推進計画（後期：平成23年度策定） 耐震改修基本計画（平成21年度改訂、平成25年度改訂予定）	

基本政策 8. スポーツ・レクリエーションの振興

主要事業名	概要
スポーツ振興事業	「いつでも、どこでも、誰もがスポーツ」を合い言葉にスポーツ振興を図り、指導体制の充実や各種スポーツ活動を推進します。
体育施設管理事業	市内の体育施設を有効活用するとともに、老朽施設や器具の点検を行い、安全な施設の提供に努めます。安中市スポーツセンターを拠点としたスポーツ活動を推進するために、格技場などの建設促進を図ります。
《関連計画》社会教育推進計画（平成 23 年度策定） 耐震改修基本計画（平成 21 年度改訂、平成 25 年度改訂予定）	

基本政策 9. 芸術文化の振興

主要事業名	概要
文化センター施設整備事業	駐車場の拡張やバリアフリー化を推進し、来館者の利便性の向上を図ります。
芸術文化団体支援事業	既存の発表機会の充実や、新たな発表の機会を要望により設けるなど、発表機会の充実に努めます。 芸術文化団体の自主的な運営を可能にするため、相談支援体制を充実します。
築瀬二子塚古墳保存整備事業	市内最大の前方後円墳である築瀬二子塚古墳を史跡公園として保存整備します。
文化財の保護・活用	まちづくりのなかに碓氷関所跡などの文化財を活かす方法を研究、検討します。
発掘遺物の保存・活用	ふるさと学習館の展示スペースを活用し、発掘情報展・速報展などの開催に努め、発掘調査の成果を市民に公開します。
《関連計画》社会教育推進計画（平成 23 年度策定）	

基本政策 10. 交流の推進

主要事業名	概要
国際交流事業	国際交流諸団体の育成・支援を行うなかで、交流会・講演会の共同開催などの協働を進めます。また、市内在住の外国人に対する生活情報の提供や総合的な窓口の設置に取り組みます。

基本目標 4 にぎわいと活力のあるまちづくり

基本政策 1 1. 農林水産業の振興

主要事業名	概要
林業振興事業	森林の保護啓発を推進しながら、造林事業など支援制度の情報提供を行い、林業生産活動の活発化を図れるよう、担い手の育成や労働力の確保など、森林資源の充実を図ります。
森林整備担い手対策事業	森林整備の担い手を確保育成するため、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術および技能の向上、福利厚生の実施などを支援する。
森林整備地域活性化支援推進事業	森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界確認などの事業を通じ、基盤となる作業路網整備の改良工事に対する支援を実施。
県単林道整備事業	木材の生産、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理等に必要な林道などを整備します。
林道維持管理事業	林業経営の展開、森林の適正管理および山村における生活環境向上等に重要な役割を果たしている林道の維持、修繕を行う。
治山事業	森林を保全することにより人家・農地・公共施設などへの災害を防止し、また、水源涵養・環境保全を図るため、落石・山腹の崩壊などに対して保安施設を整備する。
《関連計画》安中農業振興地域整備計画（平成 23 年度策定） 地域水田農業ビジョン（平成 21 年度策定） 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 23 年度策定） 安中市酪農・肉用牛生産近代化計画書（平成 23 年度策定） 安中市森林整備計画（平成 24 年度策定）	

基本政策 1 2. 商工業の振興

主要事業名	概要
商業活性化支援事業（空き店舗等活用支援）	商店街の空き店舗を有効に活用するための支援をします。
商店街環境施設整備支援事業	街路灯・街中案内看板灯などの環境施設の整備を推進します。
集客イベント事業	旧中山道の歴史と文化を活用したイベントを開催します。
中小企業金融対策事業	中小企業の設備近代化・経営安定化のため、小口資金を始めとする制度融資資金を充実、強化します。

主要事業名	概要
企業誘致促進事業	本市工業団地などに進出、立地する企業に対して、固定資産税の課税免除など各種奨励金などの優遇措置を行います。
工業団地造成事業	市内の適地に新たな工業団地を創設します。
《関連計画》鷺宮地区農村地域工業等導入実施計画（平成 24 年度策定）	

基本政策 1 3. 観光の振興

主要事業名	概要
碓氷峠周辺整備事業	遊歩道「アプトの道」を始めとする周辺施設の充実を目指し、トイレ、休憩所の整備を進めます。
活気ある温泉地の整備	磯部温泉と霧積温泉という2つの温泉地の特徴を活かした整備を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・2つの温泉地を宿泊施設とした観光ルートの整備 ・磯部温泉では散策コースの整備 ・霧積温泉では鼻曲山登山コースの整備
広域観光ルートの整備	世界遺産登録が予定されている富岡製糸場など周辺自治体の観光スポットを結ぶ広域観光ルートを整備します。
歴史とふれあう道づくり事業	旧中山道や襄・城ヒストリートコースなど歴史ある街歩きコースの整備を進め、回遊性の向上を図ります。
広域連携による取り組み	広域の観光団体を活用した、観光キャラバン、観光キャンペーンの実施、イベントなどを開催します。
《関連計画》安中市観光振興計画（平成 26 年度策定予定）	

基本政策 1 4. 新産業の創出

主要事業名	概要
安中市ぐんま新技術・新製品開発推進補助事業	新製品の開発・製造を行おうとする事業者に対して支援します。

基本政策 1 5. 労働環境の充実

主要事業名	概要
勤労者福祉対策事業	住宅建設資金利子補給補助や中小企業退職金制度加入補助などを行い、勤労者の福祉と生活の向上を図ります。
雇用推進対策事業	工業団地に進出した企業に対する本市在住者の新規雇用を助成します。
技能検定合格者表彰事業	労働者の技能の向上を図るため、職業能力開発機会の充実を図ります。

基本目標 5 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

基本政策 16. 効率的行財政運営

主要事業名	概要
行政評価制度推進事業	行政の改革と効率的な運営を図るため、事業の計画・実行・評価・改善サイクルを構築する行政評価制度を推進します。
庁舎耐震補強（または建替え）事業	既存庁舎の耐震補強のため大規模改造または庁舎の建替えのための計画を策定し、対応を図っていきます。
広域行政の推進	近隣市町村と連携し、相互の地域性を活かしながら、共通する課題の解決に向け、共同で事業を展開します。 ○高崎市・安中市消防組合 ○西毛地区開発協議会
電子自治体推進事業	電子自治体推進計画を策定し、行政情報の電子化、事務の効率化を図ります。
航空写真撮影事業	より公平・公正な課税を行うため、3年毎に行う評価替えの基準年度の2年度前に航空写真撮影を実施し、課税客体である家屋の状況や、土地利用などを把握するとともに、庁内・庁外で必要とされる部署へ地図情報システム（GIS）によるデータの提供・検索・照合・発行業務などの利便性の向上を推進します。（平成28年度予定）
《関連計画》行政改革大綱（平成19年度策定） 行政改革大綱実施計画（平成20年度策定） 定員適正化計画（平成22年度策定） 耐震改修基本計画（平成21年度改訂、平成25年度改訂予定）	

基本政策 17. 市民参加の推進

主要事業名	概要
市民活動支援事業	NPO やボランティア団体などの活動情報を広く周知し、市民活動への参加意識を高めていきます。また、活動ネットワークの形成や相談体制の整備など、支援体制を確立していきます。
広報広聴事業	広報紙・ホームページなどにより市政に関するさまざまな情報の積極的かつ迅速な情報発信を行います。 また、市民の皆さんの声が届くよう、広聴ボックスなどの広聴制度の整備、周知を図るとともに、市長・教育長と市民の皆さんが直接対話する機会を設けます。
ホームページ改訂事業	ホームページを再構築し、市民ニーズにあった情報を迅速に提供できるよう改善を図っていきます。

主要事業名	概要
男女共同参画社会推進事業	男女が個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を実施します。また、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな男女共同参画計画を策定します。
《関連計画》男女共同参画計画（平成 19 年度策定、25 年度改訂予定）	

2. 指標一覧

(注) 現状値・目標値の()内は数値を把握した(または目標とする)年や年度

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
1-【2】 自然環境の 保全と活用	保安林面積 【年度・各年1月1日時点】	4,378ha	4,382ha	森林の保安機能を維持するめやすとなる指標。森林は減少傾向にあるが取り組みを進め微増を見込む。
2-【1】 道路整備	市道改良率 【年・各年4月1日時点】	25.77% (H24)	26.12%	生活道路整備状況のめやすとなる指標。計画的な整備を推進することにより整備率を向上させていく。
2-【2】 公共交通整備	乗合バス・乗合タクシー 利用者数 【年度・各年3月末日時点】	61,556人	65,000人	市の公共交通サービスの利用状況を測る指標。年間500人程度増を目指す。
2-【4】 住宅対策	市営住宅改修戸数 【年度・各年3月末日時点】	0戸 (H24)	80戸	市営住宅長寿命化計画に基づく改善戸数を示す指標。H25から5年間かけ80戸の改善を目指す。
3-【1】 上水道の整備	石綿セメント管残存距離 および残存率 【年度・各年3月末日時点】	9,640m (1.78%)	84m (0.02%) (H27)	導・送・配水管での石綿セメント管の残存状況を示す指標。H27年度末に残存距離がほぼゼロとなり布設替えが終了の予定。
3-【2】 下水道の整備	下水道普及率 【年度・各年3月末日時点】	27.4%	37.8%	市の総人口に対して下水道を利用できる区域の人口割合を示す指標。公共下水道事業計画における推定行政人口などをもとに設定。
3-【3】 公園・緑地の 整備	都市計画区域内 市民一人当たりの都市公園 面積 【年度・各年3月末日時点】	7.54㎡	8.04㎡	緑豊かな住みよい都市環境づくりに向けめやすとなる指標。安中榛名駅北側広場整備などにより増加の見込み。
3-【4】 環境対策	住宅用太陽光発電システム 設置補助金交付件数 【年度・各年3月末日時点】	140件	240件	自然エネルギーの活用状況を示す指標。国の電力買い取り価格や住宅の建築事情などの影響のなか、H24の予定件数を維持したい。
3-【5】 衛生対策	ごみのリサイクル率 【年度・各年3月末日時点】	12.0%	22.0%	ごみの減量化・再資源化を推進するめやすとなる指標。市一般廃棄物処理基本計画の数値目標を設定。
4-【1】 防犯対策	刑法犯認知件数 【年・各年12月末日時点】	355件 (H24)	320件	犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりのめやすとなる指標。近年の最少件数の1割程度減を目指す。

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
4-【2】 交通安全対策	交通事故（人身事故）発生 件数 【年・各年12月末日時点】	445件 (H24)	400件	交通事故を未然に防ぐ環境づくりのめやすとなる指標。ここ10年間の最少件数の1割程度減を目指す。
4-【3】 防災対策	自主防災組織率 【年度・各年3月末日時点】	3.2%	100%	災害に強いまちづくりに向けた地域防災の取り組みの達成状況を示す指標。全行政区での設置を目指す。
4-【4】 消防・救急体制 の充実	消防団協力事業所数 【年度・各年3月末日時点】	0事業所 (H24)	25事業所	消防団員が活動しやすい環境づくりに向けた事業所と消防団の連携状況を示す指標。H25から年間で5事業所増を目指す。
4-【5】 公害防止	苦情処理件数 【年度・各年3月末日時点】	232件	150件	公害を防止し、暮らしやすい環境づくりのめやすとなる指標。取り組みによって苦情が1/3程度減少することを目指す。
4-【6】 消費者保護	消費生活相談件数 【年度・各年3月末日時点】	358件	330件	高齢者などの消費者トラブル防止のめやすとなる指標。取り組みによって年間5件程度減を目指す。
5-【1】 保健予防	特定健康診査受診率 【年度・各年3月末日時点】	47.9%	60.0%	生活習慣病などの予防に向けた取り組みの成果のめやすとなる指標。市国民健康保険特定健康診査等実施計画で市国保における目標値を60%に設定。
5-【2】 疾病予防	大腸がん検診受診率 【年度・各年3月末日時点】	20.1%	28.0%	がんのなかでも部位別患者数第1位である大腸がん検診の受診率向上を目指すための指標。H24から個別受診が可能となり受診率の向上を目指す。
5-【3】 医療の充実	公立碓氷病院の医師数 (常勤換算) 【年・各年4月1日時点】	17人 (H24)	19人	地域における医療体制の充実に向けた公立碓氷病院の医療体制の充実のめやすとなる指標。H27とH29に1人ずつ増を目指す。
6-【1】 地域福祉の 充実	ボランティアセンター 登録者数 【年度・各年3月末日時点】	2,089人	2,400人	地域福祉活動の促進に向け、地域福祉の担い手の育成状況を示す指標。年間50人程度の増を目指す。
6-【2】 高齢者福祉の 充実	介護を必要とする高齢者の 割合 【年度・各年3月末日時点】	15.4%	17.0%	高齢者の介護予防の成果のめやすとなる指標。介護予防事業の充実・強化により年平均0.3%程度の上昇に抑えたい。
6-【3】 障害者(児)福祉 の充実	在宅サービスのべ利用者数 【年度・各年3月末日時点】	4,206人	7,500人	市が費用を負担する在宅サービスの利用状況を示す指標。障害福祉計画の推計値に近年の伸び率の平均値を加え数値目標を設定。

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
6-【4】 児童福祉 ・母(父)子福祉 の充実	特別保育実施数 【年度・各年3月末日時点】	21 事業 (H24)	26 事業	保育サービスの促進に向けた特別保育（延長保育、一時保育、休日保育など）の達成状況を示す指標。年間1事業増を目指す。
6-【5】 社会保障の 充実	国民健康保険税収納率 【年度・各年3月末日時点】	91.04%	92.50%	国民健康保険事業の健全な運営および保険税負担の公平性確保に向けめやすとなる指標。県の目標を参考に設定。
6-【6】 人権擁護	人権教育・啓発講演会への 参加人数 【年度・各年3月末日時点】	540 人 (H24)	670 人	人権尊重への関心の高まりのめやすとなる指標。人権啓発・教育の担当部署の協力による講演会と隣保館での講演会への参加人数を足して目標を設定。
7-【1】 生涯学習の 基盤整備	施設利用者数 (文化センター管理運営 施設) 【年度・各年3月末日時点】	276,600 人	279,600 人	文化センター・文化会館・公民館・生涯学習センターの利用状況を示す指標。市民ニーズに沿った教室等を開催し3,000人程度増を目指す。
7-【2】 社会教育の 推進	施設利用者数 (生涯学習センター等主催 事業) 【年度・各年3月末日時点】	53,000 人	55,000 人	公民館および生涯学習センターの活動事業の利用状況を示す指標。計画を推進し2,000人程度増を目指す。
7-【3】 学校教育の 充実	学校耐震改修率 【年度・各年3月末日時点】	73.2% (H24)	100% (H27)	耐震性の低い（Ls値の低い）建物を改修完了した率を示す指標。第4次地震防災緊急事業5カ年計画で H27 の完了を目指す。
8-【1】 スポーツ・レク リエーション の振興	体育施設利用者数 【年度・各年3月末日時点】	512,224 人	530,000 人	社会体育施設および学校体育施設開放の利用状況を示す指標。年間3,000人程度の増加を目指す。
9-【1】 芸術文化の 振興	市民フェスティバル 来場者数 【年・各年12月末日時点】	10,075 人 (H24)	18,000 人	芸術文化団体による市で最大の学習成果の発表機会への来場者数を示す指標。内容の充実や周知を図り8,000人程度増を目指す。
9-【2】 文化財保護	文化財施設入館者数 【年度・各年3月末日時点】	17,397 人	20,500 人	文化財保護の啓発の場としての施設の活用状況を示す指標。年間約 500 人増を目指す。（碓氷関所と碓氷峠鉄道施設群は除く）
10-【1】 都市・国際交流 の推進	国際交流協会交流活動の 参加者数 【年度・各年3月末日時点】	1,606 人	2,250 人	国際交流の推進に向けた各種行事などに参加した市民や外国人の延べ人数を示す指標。H29は記念行事による参加見込みも加味して設定。
11-【1】 農業の振興	認定農業者数 【年度・各年3月末日時点】	68 人	75 人	農業の担い手確保に向けた取り組みの達成状況を示す指標。年間1人程度増を目指す。

施策名	指標名	現状値 (H23)	目標値 (H29)	指標選定の考え方
11-【2】 林業の振興	人工林面積 【年度・各年3月末日時点】	4,892ha	4,899ha	林業の活性化をはかるめやすとなる指標。近年、開発等により減少傾向にあるが植林もやや増加しているため微増を見込む。
12-【1】 商業の振興	年間商品販売額 【年・各年6月1日時点】	66,271 百万円 (H19)	73,000 百万円	商業活力をはかるめやすとなる指標。過去の実績をもとに増加を見込む。
12-【2】 工業の振興	製造品出荷額等 【年・各年12月末日時点】	299,546 百万円 (H22)	330,000 百万円	製造業の活力をはかるめやすとなる指標。工業団地の分譲率100%の実績をもとに増加を見込む。
13-【1】 観光の振興	観光客数 【年度・各年3月末日時点】	1,492千人	1,650千人	観光振興の効果をはかるめやすとなる指標。富岡製糸場がH26に世界遺産登録を目指していることから周辺自治体への観光客増が期待される。
14-【1】 新産業の創出	安中市ぐんま新技術 ・新製品開発推進補助事業 の実績 【年度・各年3月末日時点】	1件	3件	新産業の創出に向け、従来になかった新製品や新商品の開発にチャレンジする企業に対する補助事業の実績を示す指標。
15-【1】 労働環境の 充実	有効求人倍率 【年・各年12月時点】	0.55倍 (H24)	1.00倍	求人数を求職者数で除したもので、労働者が置かれている雇用環境を示す指標。近年の最高値を30%程度上回る数値を設定。
16-【2】 健全な財政 運営	経常収支比率 【年度・各年3月末日時点】	86.8%	86.0%	経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入が充当されている割合であり、財政の弾力性を示す指標。社会保障経費の増加が今後も見込まれるなか、10%以上の弾力性は維持したい。
16-【3】 高度情報化	電子入札実施率（工事） 【年度・各年3月末日時点】	0%	80.0%	契約管理システムを利用して処理した入札件数のうち電子入札で処理した件数の割合を示す指標。H29には工事入札で80.0%以上実施を目指す。
17-【1】 市民による まちづくりの 推進	NPO・ボランティア団体 登録数 【年・各年10月末日時点】	79団体 (H24)	90団体	市民によるまちづくりの推進に向け、市民の活動状況のめやすとなる指標。年間2団体程度増を目指す。
17-【2】 情報の発信と 共有	市ホームページへの 年間アクセス件数 【年度・各年3月末日時点】	191,996 件	250,000 件	市民と行政の情報の共有をはかるめやすとなる指標。市ホームページのリニューアルによりアクセス件数の増加を目指す。
17-【3】 男女共同参画 の推進	審議会等委員の女性比率 【年・各年4月1日時点】	20.7% (H24)	30.0%	女性の政策・方針決定の場等への参画状況を示す指標。年間2%程度の増とし男女共同参画計画で目標とした30%の達成を目指す。

3. 関連統計

【都市基盤・生活環境・安全安心分野】

図表 道路の状況

	路線数	実延長(m)	舗装(m)	舗装率(%)	改良(m)	改良率(%)	
総数	8,261	1,844,992	1,208,315	-	599,471	-	
国道	1	51,083	51,083	100.0	51,083	100.0	
主要地方道	7	67,181	67,048	99.8	53,409	79.5	
県道	18	104,662	101,358	96.8	77,033	73.6	
計	8,235	1,622,066	988,826	61.0	417,946	25.8	
市道	1級	54	86,771	84,990	97.9	67,034	77.3
	2級	51	72,174	61,187	84.8	34,622	48.0
	その他	8,130	1,463,121	842,649	57.6	316,290	21.6

資料: 国土交通省高崎河川国道事務所、安中土木事務所、建設部土木課
(平成24年4月1日現在)

図表 都市計画用途地域の状況

単位: km²

		面積
都市計画区域		134.79
用途地域	第一種低層住居専用地域	0.86
	第二種低層住居専用地域	0.061
	第一種中高層住居専用地域	1.78
	第二種中高層住居専用地域	2.9
	第一種住居地域	4.11
	第二種住居地域	1.06
	準住居地域	-
	近隣商業地域	0.59
	商業地域	0.066
	準工業地域	1.57
	工業地域	0.24
工業専用地域	1.52	
特別業務地区		7.7

資料: 都市整備課(平成24年4月1日現在)

図表 上水道給水状況

	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	給水普及率 (%)	年間給水量 (m ³)	一日平均給水量 (m ³)
平成19年度	63,956	63,650	99.52	9,732,771	26,665
20年度	63,506	63,243	99.58	9,557,611	26,113
21年度	63,128	62,868	99.58	9,219,551	25,259
22年度	62,631	62,362	99.57	9,253,108	25,350
23年度	62,268	62,050	99.64	9,227,675	25,281

資料: 上水道事務課

図表 下水道の状況

	計画処理人口 (人)	下水処理 区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	下水供用 開始面積 (ha)
平成19年度	33,380	13,111	8,652	65.99	338.32
20年度	33,380	14,667	9,139	62.31	356.26
21年度	33,380	15,826	9,427	59.57	370.44
22年度	33,380	16,607	9,987	60.14	415.57
23年度	29,940	17,149	10,626	61.96	431.93

資料: 下水道課

図表 公園・緑地の整備状況

単位: 箇所・ha

	都市計画公園	都市計画緑地
整備箇所数	11	2
総面積	30.56	11.10

資料: 都市整備課(平成24年4月1日現在)

図表 ごみ排出量

単位: t

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業系ごみ	4,106	3,789	3,590	3,651	3,783
市収集ごみ	16,275	16,145	15,858	15,597	15,506
一般持込	506	825	1,123	1,266	723

資料: クリーンセンター

【健康・福祉分野】

図表 福祉ボランティア活動者数の推移

単位: 人

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉ボランティア活動者数	2,154	2,038	2,368	2,043	2,089

資料: 安中市社会福祉協議会

図表 種別障害者数の推移

単位: 人

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害	2,487	2,503	2,526	2,547	2,542
知的障害	340	347	358	363	370
精神障害	185	197	217	220	233
計	3,012	3,047	3,101	3,130	3,145

注: 3障害ともに手帳所持者数

資料: 福祉課

図表 保育所入所状況

単位:人・%

	保育所数	定員	入所人数					入所率
			総数	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児	
市立	3	215	213	53	58	45	57	99
私立	13	875	1052	371	214	221	246	120
計	16	1090	1265	424	272	266	303	116

資料:子ども課(平成25年1月1日現在)

【教育・文化分野】

図表 児童・生徒数

単位:人・学級

	児童数	学級数
安中小学校	662	25
原市小学校	805	29
磯部小学校	225	12
東横野小学校	161	6
碓東小学校	344	13
秋間小学校	140	7
後閑小学校	74	7
松井田小学校	112	7
臼井小学校	38	6
坂本小学校	9	3
西横野小学校	316	13
九十九小学校	68	7
細野小学校	80	6
計	3,034	141

	生徒数	学級数
安中第一中学校	622	20
安中第二中学校	569	19
松井田東中学校	129	6
松井田南中学校	182	7
松井田北中学校	47	3
計	1,549	55

資料:学校教育課(平成25年1月1日現在)

図表 指定文化財件数

単位:件

	指定種別	総数	有形文化財	無形文化財	民俗文化財・民俗芸能	史跡・名勝・天然記念物	主な文化財の名称 および所有(管理)者
指定	国指定文化財	5	2	0	1	2	碓氷峠鉄道施設 安中市 (安中市教育委員会)
	県指定文化財	22	13	0	0	9	旧碓氷社本社事務所 群馬 土地株式会社
	市指定文化財	75	38	2	0	35	築瀬二子塚古墳 安中市 (安中市教育委員会)
登録	登録有形文化財	4	4	0	0	0	日本基督教団安中教会礼拝 堂(新島襄記念会堂) 安中 教会

資料:学習の森文化財係(平成25年1月1日現在)

図表 外国人住民数の推移

単位:人

	平成19年	20年	21年	22年	23年
外国人住民数	394	412	418	394	398

資料:市民課(各年4月1日現在)

【産業分野】

図表 総農家数・農業粗生産額の推移

単位:戸・千万円

	平成7年	12年	17年	22年
総農家数	3,753	3,006	3,006	2,702
農業粗生産額	728	599	612	598

資料:世界農林業センサス・農林業センサス/群馬県農林水産統計年報
/市町村民経済計算

【行財政分野】

図表 財政力指数等

単位:千円・%

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
標準財政規模	13,990,489	14,960,787	14,736,191	14,707,035	14,445,751
財政力指数	0.804	0.895	0.907	0.854	0.762
実質収支比率	8.0	6.7	5.6	10.1	12.1
経常収支比率	91.2	104.2	100.6	89.8	86.8
経常一般財源比率	107.9	89.3	87.6	95.2	101.1
実質公債費比率	15.1	13.5	12.4	11.3	10.2

資料:財政課

図表 財政状況の見通し

単位:百万円

歳入	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方税	11,456	9,488	9,590	10,008	10,522	9,770	9,700	9,700	9,700	9,700
地方譲与税	410	388	381	370	373	333	330	330	330	330
地方特例交付金	126	148	109	94	28	28	28	28	28	28
地方交付税	1,443	2,962	4,071	4,281	3,361	2,000	2,100	2,200	2,100	2,000
分担金・負担金	202	212	187	202	196	205	200	200	200	200
使用料・手数料	523	513	494	496	489	490	490	490	490	490
国庫支出金・県支出金	2,716	4,442	4,319	3,881	3,904	4,283	4,000	4,000	4,000	4,000
財政収入	1,118	877	838	804	768	871	950	950	1,200	1,200
繰入金	1,752	1,453	342	285	307	2,435	1,900	1,200	800	500
繰越金	687	667	661	538	701	235	179	144	117	121
諸収入	456	603	547	528	899	593	590	590	590	590
地方債	1,110	1,893	3,106	3,037	3,095	5,405	5,000	2,000	1,700	1,700
合計	21,999	23,646	24,645	24,524	24,643	26,648	25,467	21,832	21,255	20,859

単位:百万円

歳出	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人件費	4,396	4,079	4,175	4,108	4,129	4,078	3,956	3,837	3,722	3,610
物件費	2,630	3,106	2,874	2,864	3,166	3,060	2,879	2,792	2,793	2,710
維持補修費	352	382	336	397	355	352	350	350	350	350
扶助費	3,328	3,416	4,251	4,568	4,793	4,855	4,952	5,051	5,152	5,255
補助費等	2,259	3,174	2,250	1,870	2,735	2,581	2,300	2,200	2,100	2,000
公債費	3,192	2,921	2,733	2,570	2,344	2,423	2,459	2,496	2,533	2,571
積立金	261	206	188	1,032	830	580	570	560	150	140
投資・出資・貸付金	214	211	187	158	114	112	112	112	112	112
繰出金	2,231	2,148	2,526	2,463	2,440	2,381	2,300	2,200	2,100	2,000
投資的経費	1,959	2,932	3,587	2,593	3,354	5,867	5,300	2,000	2,000	2,000
合計	20,822	22,575	23,107	22,623	24,260	26,289	25,178	21,598	21,012	20,748

資料:財政課

4. 安中市総合計画後期基本計画策定の経過

年月日	内容等
平成23年10月28日	安中市総合計画策定会議要綱（施行；平成23年11月1日）
平成23年11月16日	第1回総合計画策定会議 兼 部会【庁内組織】 （総合計画（後期基本計画）の策定について説明、後期基本計画検討シート作成に係る説明）
平成23年12月21日 ～平成24年1月20日	総合計画（後期基本計画）策定に係る市民アンケート実施 （20歳以上の市民の方からの無作為抽出2,000人；回収816通）
平成24年2月27日	市長ヒアリング（重点的な取り組みの確認等）
平成24年3月12日 ～19日	市職員のアンケート調査実施 （市職員全員（産休・育休中などの職員、嘱託・臨時職員および公立碓氷病院副院長部局の職員を除く））
平成24年3月13日 ～15日	総合計画（後期基本計画）策定に係る庁内ヒアリング（都市整備課、商工観光課、健康課、子ども課、介護高齢課、福祉課、企画課、安全安心課、生涯学習課、文化センター）
平成24年5月23日	第2回総合計画策定会議 兼 部会【庁内組織】 （基礎調査・市民等意向調査の結果報告、後期基本計画の施策体系（案）の協議、計画書レイアウト（案）の協議、策定スケジュールについて）
平成24年6月29日	第1回総合計画審議会 （委員の委嘱、会長・副会長選出、総合計画（後期基本計画）に関する事項について諮問、総合計画（後期基本計画）の策定について説明、基礎調査・市民等意向調査の結果報告、後期基本計画の施策体系（案）の説明）
平成24年8月1日	安中市総合計画審議会議事運営規則の一部を改正する規則（施行；平成24年8月1日）
平成24年8月16日、 20日、21日	第3回総合計画策定会議部会（基本目標ごとの5部会） （後期基本計画の施策体系（案）の協議、総合計画後期基本計画（素案）の協議、指標の協議）
平成24年9月18日	第3回総合計画策定会議【庁内組織】 （総合計画後期基本計画（素案）の協議、指標の協議）

年月日	内容等
平成24年10月5日	第2回総合計画審議会 （総合計画後期基本計画（素案）の協議、指標の協議、計画の体系の協議）
平成24年10月30日 ～11月28日	総合計画（後期基本計画）策定のための意見募集（パブリックコメント） （総合計画後期基本計画（素案）についての市民意見募集）
平成24年12月27日	第4回総合計画策定会議【庁内組織】 （総合計画後期基本計画（素案）の審議会等修正事項について協議、パブリックコメントに対する回答の協議、指標等の協議）
平成25年1月10日	第5回総合計画策定会議【庁内組織】 （指標等について協議、総合計画（後期基本計画）総論（案）について協議）
平成25年1月18日	第3回総合計画審議会 （総合計画後期基本計画（素案）の協議、総合計画後期基本計画（素案）に係るパブリックコメントの反映等の協議、指標等の協議）
平成25年2月1日	第4回総合計画審議会 （総合計画後期基本計画（答申案）の調整・確認）
平成25年2月8日	安中市総合計画審議会答申
平成25年2月18日	庁議 （総合計画後期基本計画（案）の決定）
平成25年3月21日	市議会全員協議会（総合計画後期基本計画（案）の説明）
平成25年3月21日	総合計画（後期基本計画）の決定

5. 安中市総合計画審議会

(1) 安中市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 18 日

安中市条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、安中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、安中市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の代表

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず学識経験を有する者のうちから委嘱された委員を除く他の委員は、当該職を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

(2) 安中市総合計画審議会議事運営規則

平成 18 年 3 月 18 日

安中市規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安中市総合計画審議会条例（平成 18 年安中市条例第 17 号）第 8 条の規定に基づき安中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第 2 条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合を除くほか、招集期日の 3 日前までに議案、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(会議等)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

2 議長は、会議を開閉し、議事を主催し、及び議場の秩序を保持する。

(退席)

第 4 条 委員は、開会中事故のため退席しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(議事日程)

第 5 条 議長は、議案の審議順序等の議事日程を定めるものとする。

2 議長は、必要あると認めるときは、議事日程の順序を変更することができる。

(発言)

第 6 条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議事録)

第 7 条 会長は、次に掲げる議事録を作成し、保存するものとする。

(1) 審議会の開催年月日

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事日程

(4) 議事の内容

(5) その他必要と認める事項

2 会長は、議事に先立ち議事録署名人 2 人を指名するものとする。

3 議事録は、閲覧又は市のホームページへの掲載その他会長が定める方法により、原則として公開する。

(会議の公開)

第 8 条 審議会の会議は、公開する。ただし、会議の内容を公にすることが適切でない認められるときは、非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、会長が会議に諮って決定するものとする。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

(3) 安中市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

NO	役職等	関係機関名	氏名
1	会長	群馬大学社会情報学部准教授	小竹裕人
2	副会長	安中市区長会会長	田島勳
3	委員	西部県民局長	折茂泉
4		安中市議会議長	奥原賢一
5		安中市議会副議長	中島徳造
6		安中市婦人団体連絡協議会会長	有阪寿子
7		安中市都市計画審議会前委員	三澤利男
8		安中市環境保健自治団体連合会会長	保々喜久治
9		安中市女性防火クラブ本部長	小俣浪子
10		(公社)群馬県看護協会安中地区支部副支部長	須賀智恵子
11		安中市民生児童委員協議会理事	三澤美津子
12		安中市社会教育委員議長	森田房枝
13		安中市体育協会会長	金田年弘
14		安中市造形美術協会事務局長	大木和久
15		安中市国際交流協会会長	山縣英明
16		碓氷安中農業協同組合代表理事組合長	猿谷富雄
17		安中市商工会会長	武井宏
18		安中市観光協会理事	羽毛田孝俊
19		連合群馬安中地域協議会副議長	斉藤啓一
20		安中市男女共同参画推進委員会委員	大塚敬子

(4) 諮問書および答申書

安企発第513号
平成24年 6月29日

安中市総合計画審議会会長 様

安中市長 岡田 義弘

安中市総合計画(後期基本計画)について(諮問)

安中市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問事項

安中市総合計画(後期基本計画)に関する事項について、審議を求めます。

平成25年 2月 8日

安中市長 岡田 義弘 様

安中市総合計画審議会
会長 小竹 裕人

安中市総合計画(後期基本計画)(案)について(答申)

平成24年6月29日付け安企発第513号で諮問のありました安中市総合計画(後期基本計画)については、本審議会の審議の結果、別添のとおり作成しましたので、ここに答申いたします。

なお、本計画は市民の意向が反映されたものであり、その推進にあたっては積極的な市民参加を求めるとともに、財政事情を配慮しながら、計画の実施に最大の努力をお願いいたします。

6. 安中市総合計画策定会議

(1) 安中市総合計画策定会議要綱

(設置)

第1条 安中市総合計画（以下「総合計画」という。）の円滑な策定を図るため、安中市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合計画の策定及び総合調整に関する事項

(2) その他総合計画に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部長を、副委員長は財務部長をもって充てる。

3 委員は、部長（安中市職員の職の設置に関する規則（平成18年安中市規則第24号）第3条に規定する部長をいう。ただし、総務部長及び財務部長を除く。）をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めること、又は策定会議の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(部会等)

第6条 所掌事務の専門的事項について調整等を行うため、策定会議に部会を置く。

2 部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求めること、又は部会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 資料の収集、調査及び研究を行うため、部会の下に作業班を置くことができる。

(事務局)

第7条 策定会議及び部会の事務局は、総務部企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

部 会

部会名	部会長	副部会長	部会員
都市基盤・生活環境部会	建設部長	市民部長	上下水道部長、環境推進課長、安全安心課長、クリーンセンター所長、農林課長、土木課長、都市整備課長、建築住宅課長、上水道事務課長、上水道工務課長、浄水課長、下水道課長、産業建設課長、農業委員会事務局長
健康福祉部会	保健福祉部長	事務部長	国保年金課長、福祉課長、子ども課長、健康づくり課長、介護高齢課長、保健福祉課長、(病)総務課長、医事課長
教育文化部会	教育部長	保健福祉部長	福祉課長、子ども課長、保健福祉課長、(教)総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、学習の森所長、体育課長、文化センター所長
産業経済部会	産業部長	松井田支所長	農林課長、商工観光課長、産業建設課長、農業委員会事務局長、地域振興課長
行財政・市民協働部会	総務部長	財務部長	議会事務局長、秘書課長、企画課長、法制課長、財政課長、税務課長、収納課長、契約検査課長、市民課長、地域振興課長、住民課長、会計課長、議会事務局次長、監査委員事務局長

※ (病)は公立碓氷病院・(教)は教育委員会事務局

7. 用語解説

(注) 本文中で「※」を付けた用語の解説

あ行	
ICT	情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている点が特徴。「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。
アイドリングストップ	自動車が走っていない時 (停車時) にエンジンを止めて、無駄に燃料を消費しないこと。
アウトソーシング	これまで地方公共団体が企画・立案から実施まで、すべて職員により行ってきた仕事のやり方を改め、民間事業者などの外部の知見や能力を活用する方法。外部委託、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、市場化テスト (公共サービス改革法) などさまざまな手法がある。
インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピューターネットワーク。このシステムを使って、情報・通信機器などの画面で文書をやり取りする電子メールや映像・音声による情報の受発信などができる。
AED	自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator の略) のことで、心臓のリズムを解析し、必要な時は電気ショックを与える救命装置で、突然死の防止に効果がある。
NPO	民間非営利組織 (Non-Profit Organization の略) のことで、営利を目的とせず、医療、福祉、環境保護、災害復興、地域づくりなどさまざまな分野で公益的な活動をしている。
か行	
介護相談員	介護サービスの利用者と事業者の橋渡し役を担う。施設・事業所を訪れ、介護サービスの相談・要望などを聞き、その内容を事業者に伝えるなど、身近な相談相手として解決方法を一緒に考える活動をする。
介護保険制度	高齢者介護を社会的に支える仕組みとして創設された制度。給付と負担の関係が分かりやすい社会保険の仕組みとしていることと、利用者の選択を基本とする契約に基づき、高齢者介護に必要な福祉・医療のサービスを総合的、一体的に提供する利用者本位の仕組みとしていることが特徴である。
合併処理浄化槽	台所、風呂などから排出される生活雑排水とし尿を合わせて処理できる浄化槽のことで、従来のし尿の単独浄化槽に比べてはるかに水質浄化の効果が高い。

管渠	開渠と暗渠の総称。開渠（かいきょ）とは、地上部に造られ、ふたなどされていない状態の水路を指し、農業用水路や排水路などがある。暗渠（あんきょ）とは、地中に埋設された河川や水路のことで、下水道では、原則として暗渠とする。
環境基本条例	環境保全に関する総合的な取り組みを進めるため、環境基本法（平成5年制定）の理念に沿い、地方公共団体の環境保全策に関する最も基本的な事項を定めた条例のこと。主な内容は、環境行政の基本理念、方針、施策、環境基本法の策定、住民参加などが規定されることが多い。
救急医療体制	救急医療は一次から三次の三段階で体制が整えられている。一次救急医療は、休日夜間急病診療所、在宅当番医制など地域の急病患者に対する初期体制を指す。二次救急医療は、病院群輪番制などの初期診療による後方支援体制のこと。三次救急医療は一次、二次救急医療機関との連携の下に、生命危機を伴う重病患者に対して高度で専門的な医療を行う救命救急センターによる医療体制をいう。
協働	市民・行政・企業など複数の主体が、それぞれ役割と責任を担い、お互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みを行うこと。
グループホーム	知的障害者や認知症の高齢者などが、地域の一般住宅などにおいて数名のグループで協同生活を営む場で、介護スタッフによって食事や健康管理などの日常生活援助が行われる。
高規格救急車	人工呼吸器などの医療機器や自動車電話・FAXなどを搭載しており、救急救命士が病院にいる医師の指示の下に、救急現場や搬送途上において、特定の救命行為を行うことができる救急車。
高速大容量通信	快適なインターネット利用環境を実現する、常時接続可能な高速インターネット接続のこと。ブロードバンドとも呼ばれ、一般のアナログ電話回線やISDNを使ったナローバンドでは難しかった、大容量の音楽や映像ファイルのダウンロードなどを容易に行うことができる。
交通指導員	児童の登下校、園児の通園時の保護・誘導、広報活動や交通安全教育など、交通安全指導の役割を担う人。「安中市交通指導員条例」により設置している。
国民保護計画	武力攻撃事態対処法を補完する国民保護法（平成16年成立）に基づくもの。武力攻撃や大規模なテロが発生した場合に、国の方針に基づき、国、都道府県、市町村などが連携協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めておく計画。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、育児情報の提供や、子育て相談、施設開放、育児講座の実施、子育てサークルの支援などを行う施設。

コミュニティビジネス	地域住民が地域の問題を自発的に地域にある技術や知識を用いて、ビジネスの手法で解決していくこと。
コミュニティ活動	住民がコミュニティの抱える問題を解決し、豊かでうるおいのある地域環境をつくっていかこうとするさまざまな共同活動のこと。
さ行	
3R	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。Reduce（リデュース、廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再資源化）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。
GIS	Geographic Information System の略。地図上にさまざまな情報を重ね合わせて表示したり、解析するシステムのこと。解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。
自主防災組織	地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織。一般に、自治会・町内会単位で組織される。
市政モニター制度	市民の声を市政に反映させることを目的とする制度。
指定管理者制度	公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを行うことを目的として、地方自治法の改正により導入された。
社会保障制度	国民が傷病、高齢、失業などにより所得が減少するなど、生活が脅かされた場合に、国が主体となって国民に健やかで安心できる生活を保障するしくみ。社会保険、公的扶助、社会福祉などが含まれる。
商業・業務地	商業施設が主体となる地域、オフィス機能や研究開発機能など業務施設が主体となる地域のこと。
消費生活専門相談員	国・地方公共団体などが行う消費者の消費生活相談（商品やサービスなどの購入・契約から発生する苦情や相談ごと）の処理に携わる相談員のこと。平成3年度から資格認定されるようになった。
情報公開制度	公正で民主的な行政を確保するため、行政機関が保有する情報を外部に開示する制度。
水源涵養機能	森林の持つ公益的機能のことで3つの機能がある。「洪水緩和機能」と「渇水緩和機能」とは、森林が水の流出量を調整することにより、洪水や渇水を防止・緩和すること。「水質浄化機能」とは、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を一定に調整し、良質化・安定化することを指す。
ストックマネジメント	既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。

生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒など個人の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気の総称で、がんや糖尿病などがある。かつては成人病と呼ばれていた。
セクシュアル・ハラスメント	男女の差別を背景として職場や学校で起きる性的いやがらせを指す。
た行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会のこと。
地域包括支援センター	地域ケアの中核拠点として市町村が設ける機関。高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応・支援、介護予防事業のマネジメントを行うなど、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践する。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、ある一定の地域の災害予防、災害応急対策および事前対策、災害復旧に関する対策をまとめたもの。防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより被害の軽減に努める。
地球温暖化	化石燃料の燃焼、焼き畑耕作による二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスの放出、森林破壊、砂漠化などにより、地球表面の気温が上昇すること。異常高温、豪雨や干ばつ、海面上昇など、自然や生活環境にさまざまな影響を与えることが指摘されている。
超高齢社会	65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の21%を超えた社会。なお、65歳以上の高齢者の占める割合が総人口の7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」と呼ばれる。
電子自治体	住民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を目的として、インターネットなどのICTを活用して地方公共団体の行政運営を図ること。
道路里親制度	一定区間の道路を里子にみたてて里親を募り、里親となった住民や事業者などの自発的なボランティアが、道路管理者や地元市町村と協力し、道路の散乱ゴミの収集・清掃・草刈りなどの美化活動を行う制度。
都市経営	持続可能な地域社会づくりに向け、時代や環境の変化に適応しながら、地域資源を有効かつ適切に組み合わせ、効率的・効果的に施策・事業を実施し、地域の課題解決に当たること。
都市計画区域	都市計画法（第5条）に基づく、人口、土地利用、交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する必要があると指定した区域のこと。

都市計画マスタープラン	都市計画法（第 18 条の 2）に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、市町村の最上位計画である総合計画と、都道府県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則して定めるものとされている。
ドメスティック・バイオレンス	略称 DV という。夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指し、男性から女性への暴力が多い。身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力などがある。
な行	
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。その計画達成に向けて、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。
ノーマライゼーション	障害のある人も障害のない人もともに、あるがままの姿で社会の一員として平等の権利を享受できるようにするという考え方。
は行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物などがあり、主に飼肥料としての利用のほか、燃烧して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
8020 運動	80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とする運動。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を事前に公表して、市民の幅広い意見や考えを施策に反映させる市民参加の方法のこと。
バリアフリー	障害者や高齢者の生活において障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。建物のなかの段差など、障壁をなくすという意味のほか、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除くという意味でも使われる。
病院群輪番制	重症救急患者に対応するために、地域内の病院群が休日・夜間などに輪番制方式により入院治療を実施する体制のこと。
ファイリングシステム	書類の有効活用を図るため、一定の約束に基づく分類・整理を行って保管・保存し、最終的に廃棄するまでの一連の管理制度のこと。
ほ場	田畑や樹園地など作物を栽培する農地のこと。
ボランティア	個人が自発的に、しかも基本的には無償で行う社会奉仕活動と、それに携わる人を指す。自発性・無償制・公共性・先駆性などが共通の特徴とされるが、最近では、非営利的有償サービスへの参加も含まれるようになっている。

ま行	
メタボリックシンドローム	別称は内臓脂肪症候群。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上を併せもった状態のこと。この状態は動脈硬化を急速に進行させるため、予防が必要と考えられている。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらずだれもが平等・公平に利用できるようにデザインすること。
用途地域	都市の計画的な土地利用を実現するため、住宅地、商業地、工業地の用途別に定めた地域の総称。12 種類の用途があり、用途地域が指定されると、目的に応じて建物の種類などを定めることができる。
幼保一体化	幼稚園と保育所の施設や運営を一体化することで、質の高い教育・保育の総合的な提供、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実、地域の実状に即した保育環境づくりなどを目指し、進められている。
ら行	
ライフスタイル	生活様式を指す。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含んで用いられる。
ライフライン	電力、ガスなどのエネルギー供給路、水利用のための上下水道、電話などの通信線などのように、人間の血管や神経のように都市に張り巡らされたインフラ網。
リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。ものをそのまま再使用するリユースではなく、原料のレベルにまで戻して使えるものを再利用すること。
わ行	
ワンストップサービス	1 つの窓口で、複数の窓口に関連する行政サービスを受けることができる機能のこと。

安中市総合計画（後期基本計画）

平成25年3月発行

発行 安中市

編集 総務部企画課

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目23番13号

TEL (027) 382-1111 FAX (027) 381-0503

URL <http://www.city.annaka.gunma.jp>